　第１５号議案

　　公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

　公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成３０年品川区条例第６号）の一部を次のように改正する。

　第２条第１項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同項に次の１号を加える。

　⑹　一般財団法人道路管理センター

　　　付　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　一般財団法人道路管理センターに職員を派遣することに関して必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

　（説明）公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき職員を派遣することができる団体を改める必要がある。